

2. 認知症高齢者支援対策の推進【医療・介護・生活支援】（認知症施策推進計画）

認知症は高齢になるにつれて発病率が高くなるといわれており、本市でも、65 歳以上の高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者が増加すると見込まれます。

このような現状を踏まえ、本市では、認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、「認知症施策推進大綱」（令和元年 6 月）に基づき、認知症施策を推進してきました。

また、令和 5 年 6 月には、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立し、本法では、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人を含めた国民が、相互に人格と個性を尊重し支え合い共生する社会（共生社会）の実現を目指すことを目的としており、本市でも、認知症の人にやさしいまちづくりを推進し、認知症施策を総合的かつ計画的に推し進めていくことが必要であり、本法に基づき認知症施策に取り組みます。

なお、本計画には共生社会の実現を推進するための認知症基本法の第 13 条に基づく「市町村認知症施策推進計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律の第 14 条に基づく「成年後見制度利用促進計画」を含むものとします。

【現状と課題】

- 認知症高齢者や高齢者単身及び高齢者のみの世帯の増加が見込まれるため、より多くの市民が共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策が必要です。
- 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことができる安全な地域づくりの推進を図るため、地域で認知症の人を見守るための体制の整備が必要です。
- 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人の社会参加の機会を確保することが必要です。また、若年性認知症の人が発症初期の段階から必要な支援が受けられるよう、若年性認知症に対する社会への理解を深める必要があります。
- 「松山市権利擁護センター」を地域連携ネットワークの中核機関として、令和 3 年度から位置付け、権利擁護の強化を図っています。認知症の人は自己決定を行うことが困難で周囲の理解や支援が必要のため、引き続き、松山市権利擁護センターを中核機関として権利擁護の強化を図るとともに、権利擁護支援（高齢者虐待も含む。）が必要な人を早い段階で発見し、適切な支援を行う必要があります。
- アンケートの調査結果によると、「認知症に関する相談窓口を知っていますか」という質問に対し、「はい」と回答した人が対象者全体の 21.8%と低く、相談窓口等の更なる周知・啓発が必要であることから、認知症の容態に応じた相談窓口や支援機関、ケア内容を掲載した「認知症ケアパス」の普及に努めます。また、平成 29 年度に整備した認知症の初期支援を集中的に行う認知症初期集中支援チームについても、更なる活用につなげるための周知・啓発が必要です。
- 市内の各地域包括支援センターでの認知症の相談件数は年々増加しており、認知症の人やその家族からの各種相談に対し、個々の認知症の人や家族の状況に配慮しつつ総合的に対応できる体制強化を図る必要があります。また、認知症の人やその家族が孤立しないような取組も必要です。
- 運動不足の改善、生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持が、認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、認知症に関する講演会、講座、イベント等を開催していますが、今後も多くの高齢者が自分自身の健康に関心を持ち、自主的かつ継続して介護予防、認知症予防に取り組めるよう、継続して啓発を行う必要があります。

【施策の方向性】

- 認知症の人を地域で見守り支える社会の構築に向け、引き続き認知症サポーターの養成講座の受講やチームオレンジの参加要件となっているステップアップ講座の受講を推進し、認知症の人に関する正しい理解やサポーターの対応力向上につなげます。また、「認知症ケアパス」を今後も継続して普及・啓発を図ることで、認知症の早期発見・早期治療につなげます。
- 若年性認知症の人が誤解や偏見を受けることなく、社会生活が送れるように、若年性認知症コーディネーターと連携を図り、若年性認知症の啓発に努めます。
- 認知症高齢者見守りネットワーク（おまもりネット）を広く周知し、おまもりネットの協力者の増加を図り、地域の見守り体制を強化します。
- 市内の各地域包括支援センターにチームオレンジコーディネーターを配置し、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みであるチームオレンジの整備を進め、既存のチームオレンジの充実を図ります。
- 権利擁護の中核機関として位置付けた松山市権利擁護センターと連携して、成年後見制度による支援対象者の把握に努めるとともに、松山市権利擁護センターの更なる周知を図ります。また、認知症高齢者等の消費者被害を未然に防止するために、消費生活センターと連携して、消費者被害防止の啓発に努めます。
- 高齢者虐待に関する市民の知識や理解を深めるとともに、高齢者虐待対応窓口の周知徹底を図ります。また、高齢者虐待の通報・相談があった際には必要に応じて関係機関と連携し適切に対応します。
- 専門医、医療・福祉の専門職で構成する認知症初期集中支援チームを活用することで、家族等への初期支援を包括的・集中的に行い、自立した生活をサポートすることで、認知症の早期診断・早期対応に取り組みます。
- 認知症の人の容態の変化に応じた適切な支援やサービスが提供されるよう、市内の各地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症の人やその家族への支援の充実を図ります。
- 市内の各地域包括支援センターが中心となって、家族介護教室等を開催します。また、介護者のみを対象とするだけでなく、介護予防教室と併せて実施し、認知症についての周知・啓発に努めるとともに、介護者同士の交流を図ります。

【指標】

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座のサポーター数、開催回数	4,500 人 90 回	5,000 人 100 回	5,500 人 110 回
認知症サポーターステップアップ講座の開催回数	20 回	25 回	30 回
認知症ケアパスの配布数	3,600 冊	3,900 冊	4,200 冊
「おまもりネット」の協力登録者数（累計）	1,750 人	1,800 人	1,850 人
利用登録者数（累計）	440 団体 650 名	480 団体 700 名	520 団体 750 名
チームオレンジの整備数（累計）	20 チーム	23 チーム	26 チーム

権利擁護センター(中核機関)の相談支援件数	400 件	405 件	410 件
成年後見制度の啓発	成年後見制度啓発研修会 4 回 出張相談・講師派遣回数 20 回 パンフレット配布部数 4,000 部	成年後見制度啓発研修会 4 回 出張相談・講師派遣回数 20 回 パンフレット配布部数 4,500 部	成年後見制度啓発研修会 4 回 出張相談・講師派遣回数 20 回 パンフレット配布部数 5,000 部
市長申立件数(高齢者)	45 件	50 件	55 件
後見人等報酬助成件数	35 件	40 件	45 件
高齢者虐待相談件数	300 件	320 件	340 件
認知症初期集中支援チームの 支援決定件数	10 件	12 件	14 件
支援訪問回数	160 回	190 回	220 回
認知症相談受付件数	3,500 件	3,800 件	4,100 件
認知症新規相談受付件数	800 件	900 件	1,000 件

【主な取組】

主な取組	取組内容
2. 認知症高齢者支援対策の推進【認知症施策推進計画】	
(1) 認知症に関する正しい知識及び理解の普及	
認知症サポーター養成講座 (ステップアップ講座)	認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトと協働し、講座開催の準備・運営等の支援を行い、認知症を理解し、認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを広く養成するとともに、企業や小・中学校等にも出向き、今後も認知症高齢者等を地域で支える体制の整備に努めます。また、認知症サポーターを対象にステップアップ講座を開催し、地域で認知症の人や家族を支える体制の整備に努めます。
認知症ケアパスの普及・啓発	「認知症ケアパス(まつやまオレンジぶっく)」とは、認知症の人の進捗に合わせて受けられるサービスを示したもので「認知症ケアパス(まつやまオレンジぶっく)」の普及・啓発に努めます。
世界アルツハイマーデー(認知症の日)及び世界アルツハイマー月間(認知症月間)での啓発活動	9月21日の世界アルツハイマーデー(認知症の日)及び9月の世界アルツハイマー月間(認知症月間)の機会を捉えて、認知症に関する普及・啓発イベントを実施します。
若年性認知症への理解の促進	若年性認知症の人が誤解や偏見を受けることなく、社会生活が送れるように、若年性認知症コーディネーターと連携を図り、若年性認知症の啓発に努めます。
(2) 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進	
認知症高齢者見守りネットワーク (通称「おまもりネット」)	松山市社会福祉協議会と協働して、認知症高齢者が徘徊したときなど、緊急に適切な支援・保護が必要となった場合に、地域包括支援センターや介護サービス事業者、民生委員・児童委員、地域住民、その他関係機関が協力し、引き続き認知症高齢者を地域で温かく支援する拠点及び体制の充実を図ります。 松山市全域を対象としたネットワーク会議の開催や、事業所、店舗等へ理解と協力を呼びかけていくとともに、認知症サポーター養成講座等の開催による意識の共通化、平準化のほか、警察等他機関との連携を進めることで、高齢者の徘徊時に早期発見・保護できるよう地域の見守りネットワークの充実を図ります。

(3) 認知症の人の社会参加の機会の確保	
チームオレンジの整備及び活動促進	ステップアップ講座を受講した認知症サポーターを認知症の人やその家族の具体的な支援ニーズにつなげる仕組みであるチームオレンジの整備に取り組みます。また、既に整備されているチームオレンジについては、その活動が継続できるよう地域包括支援センターが中心になって支援していきます。
(4) 認知症の人の意思決定支援及び権利擁護への取組	
松山市権利擁護センターの運営 (成年後見制度の中核機関としての取組)	松山市権利擁護センターでは、判断能力の低下した認知症高齢者や障がい者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、社会福祉士等の専門職による指導助言や適切なサービスへつなげることで、権利擁護に努めます。 成年後見制度の利用の促進に関する法律の第 14 条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を本計画に包含して策定し、権利擁護センターを「成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）」に基づく中核機関と位置付けており、今後も権利擁護の強化を図っていきます。
成年後見制度利用支援事業	地域包括支援センターとの連携のもと、支援を必要とする高齢者等の把握に努めるとともに、様々な機会を捉え、成年後見制度の周知、利用促進、普及等に取り組みます。また、認知症等によって、成年後見制度を利用する必要があるにもかかわらず、後見等開始の申立てをする親族がいないなど、制度利用が困難な高齢者を適切に保護するため、申立者への支援や、必要に応じて市長による後見等開始の申立てを行うほか、成年後見人等への報酬助成を行います。
高齢者虐待の防止と早期発見・適切な対応	ホームページや、地域包括支援センターが行う講座等で市民に対して高齢者虐待防止の啓発と相談・通報・届出窓口の周知を行うとともに、市の関係部署や警察、介護サービス事業所等の関係機関との連携強化を図り、地域での高齢者虐待の未然防止、早期発見と高齢者及び養護者への支援を行います。また、事業所に対する適切な指導を行い、養護者や介護施設従事者等による高齢者虐待の防止と早期対応を図ります。
消費者被害の防止と対応	高齢者や認知症等によって判断能力が低下した人の消費者被害を未然に防ぐために、消費生活センター(市民生活課)と連携して、消費者被害防止の啓発を行います。また、高齢者等の消費者被害に適切に対応するために、消費生活センター、地域包括支援センター等の関係機関との連携強化に努めます。
(5) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備	
認知症初期集中支援チームの活用と連携	専門医、医療・福祉の専門職(チーム員)で構成する認知症初期集中支援チームを設置し、家族等への初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活をサポートすることで、認知症の早期診断・早期対応に取り組みます。また、チーム員同士の意見交換会を実施し、チームの連携強化に努めます。
早期発見・早期対応に向けた医療機関との連携	地域の医療機関との連携を図り、認知症の人の早期発見・早期対応に努めます。
認知症ケアパスの普及と啓発	再掲
(6) 相談支援体制の整備	
認知症に関する地域包括支援センターの相談支援体制の充実 (認知症地域支援推進員の配置)	地域包括支援センターに認知症支援の総合的な推進役である「認知症地域支援推進員」を引き続き配置し、認知症に係る相談支援体制の強化・充実に努めます。
徘徊高齢者家族支援サービス事業	徘徊の見られる高齢者に対して、小型発信機を貸与し、徘徊高齢者の早期発見、事故防止に努め、家族の介護負担の軽減を図ります。
チームオレンジの整備及び活動促進	再掲
(7) 認知症予防に向けた活動の推進	
認知症に関する家族介護教室の開催	地域包括支援センターが中心になって、各地域で家族介護教室等を開催します。また、介護者を対象とするだけでなく、介護予防と併せて実施し、認知症についての周知・啓発に努めます。